【協議事項】垂水区望海台地域コミュニティ交通「望海(のぞみ)」の本格運行の実施について

1 趣旨

垂水区望海台地域(塩屋町8丁目及び7丁目の一部)では、急勾配や狭隘な道路幅 員により、周辺を運行するコミュニティバスしおかぜも地域内を運行することができ ず、以前から買い物などの日常生活の移動のために、しおかぜを補完する交通手段を 求める声があった。

こうしたことから、望海台地域の住民による検討組織(望海台交通システム委員会)が立ち上がり、令和3年度より、神戸市とともにアンケート調査等、望海台地域の実情に応じた地域コミュニティ交通の実現を目指すための取組を進めてきた。

住民が限られる望海台地域では、しおかぜのような路線定期型の運行を支えるだけの需要が見込めないため、利用者の予約に応じて運行するデマンド型乗合タクシー「望海(のぞみ)」が、地域の実情に応じた適正な地域コミュニティ交通として、運行事業者である山陽タクシー㈱の協力も得ながら、その実現を目指してきた。

デマンド型乗合タクシー「望海 (のぞみ)」は、タクシーとの差別化を図り、利用者の移動需要を束ねることで効率的に運行する乗合交通の目的を果たすため、乗合に関する目標値を定め、令和 3 年度と 4 年度に 2 回の実証運行を行ってきた。

このたび、実証運行の結果を踏まえ、令和5年4月から道路運送法第4条の許可を 得て、本格運行として新たに導入を予定するものである。

2. 主な経緯(参考)

令和3年3月 望海台自治会より支援要請

令和3年8月 市からデマンド型乗合タクシーによる支援方法を提案 令和3年9月 望海台自治会交通システム委員会設立と地域組織の認定

令和3年9月~10月 アンケート調査実施

令和4年1月~3月 試験運行(1回目)の実施

令和4年5月 試験運行の結果を踏まえたアンケート調査の実施

令和4年8月~ 試験運行(2回目)の実施

令和5年1月 (8月の1か月間は無料お試し運行実施)

令和5年4月~ 本格運行の実施(予定)

3. 協議事項

(1) 事業概要【協議事項】

運行主体	望海台自治会交通システム委員会
運行事業者	山陽タクシー株式会社
運行態様	区域運行
営業区域	垂水区望海台地域(塩屋町8丁目及び7丁目の一部)及び
	塩屋町1丁目の一部(塩屋駅)、青山台7丁目の一部(イオンジェームス山)
営業所	垂水区東垂水町流田 710 番地
運行車両及び	車 種:セダン型車両及びUD車両 乗客定員4名(運転手込で5名)
車両数	車 幅:1.7m、車長:4.6m、車両総重量1.7t
	車両数:95台(乗用事業と併用)
	利用者に分かりやすいよう、車両前面に「乗合」表示。

